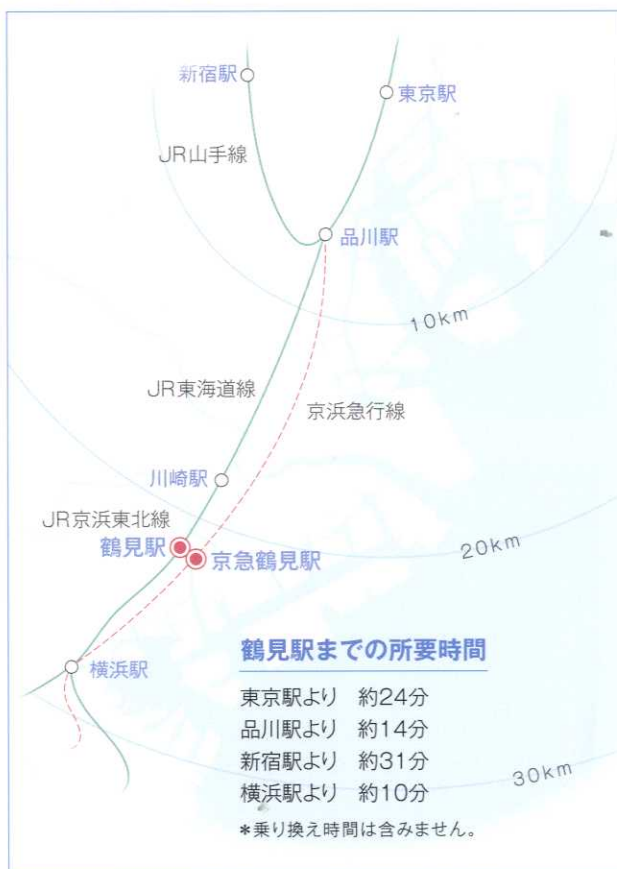


地区名称の由来

海のある街「横浜鶴見」のランドマークとしての機能・役割を当地区の再開発に期待するとともに、「鶴」の英語表記である「CRANE」を地区のシンボルとして表現しています。また、ロゴマークについては鶴が輝かしく飛び立つ姿を当地区が発展していくイメージとあわせて表現しています。



アクセス図



鶴見今昔

17世紀はじめ、徳川家康は主要な街道を整備し、一里ごとに塚を築き宿場を設けました。東海道では日本橋を起点に、5番目の一里塚が鶴見の市場西中町に片側だけ現存しています。

江戸時代、このあたりは川崎宿と神奈川宿の間の「間の宿」として賑わい、「よねまんじゅう」が名物として売られ、店や茶屋が繁盛したそうです。

明治5年（1872年）に新橋・横浜間に鉄道が開通すると同時に鶴見駅も開業しました。その後、臨海工業地帯が開発されるとそこで働く人々や貨物の中継駅としてまちの発展を支えることとなります。

昭和2年10月1日、横浜市で区制がしかれ、鶴見区が誕生します。当時の鶴見区の人口は62,446人、世帯数が14,026戸（昭和2年12月31日現在）で、鶴見区に編入された町は、江ヶ崎、矢向、市場、平安、菅沢、潮田、小野、安善、末広、鶴見、生麦、東寺尾、獅子ヶ谷、駒岡、上末吉、下末吉、北寺尾、馬場の18町でした。

出典：「鶴見懐かしの写真集」
鶴見区制70周年記念事業実行委員会

鶴見駅東口地区 第一種市街地再開発事業

シークレイン



独立行政法人 都市再生機構
神奈川地域支社 鶴見再開発事務所

街に、ルネッサンス

鶴見の京浜臨海部と連携した多様な都市機能を集積、
駅前にふさわしい快適で賑わいのある空間が誕生しました。



安らぎを生む屋上緑化



商業施設を結ぶ2階の回廊



鶴見駅東口の「顔」となったシークレイン



市道東寺尾第244号線側



豊かな表情を見せるライトアップ



整備された駅前広場



人が行き交い賑わうシークレインのプラザ



約230台収容の駐車場

公共・公益施設

市道東寺尾第244号線の幅員を6mから12mに拡幅するとともに、敷地を2mセットバックさせて創出した空地と一体的に整備しました。これにより、車と人の分離による安全性の向上と見通しのよい快適な道路空間が誕生しました。

駅前広場に面した棟の1階から7階には区民文化センターや国際交流ラウンジ、コミュニティハウスが配置され、ここは市民の文化活動や国際交流活動の拠点、地域の人々の活動や交流の場としてさまざまに利用されます。

住宅棟の1階には72台収容の施設駐輪場を、また、1階から3階には約230台が駐車できる駐車場を設けました。駐車場の上、4階には保育園も開園し、駅前立地による利便性の高い各施設が整いました。



道路拡幅と壁面後退により広がった歩道



施設駐輪場



大小の会議室がある
「鶴見中央コミュニティハウス」



国際交流の場「鶴見国際交流ラウンジ」



各種公益施設の入る中央入口



Jキッズプラネット鶴見保育園



最大652席の「サルピナホール」

商業・業務施設

透明感のある商業施設が駅前の賑わいを一層に引き立てます。集い、語らい、楽しみ、憩うこれらの商業空間は夜間のライトアップでまた表情を変えます。



開放的な商業施設



ホテルメッツ横浜鶴見



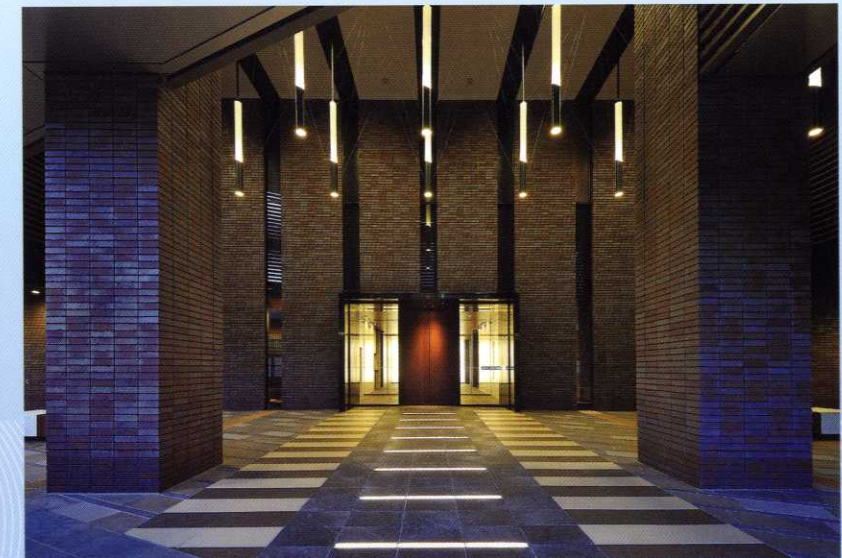
見やすい内照式のサイン類

住宅施設

利便性の高い駅前であり、格調ある住宅棟は鶴見駅東口のシンボリックな存在です。上層階では、ジオラマのように横浜港から東京都心までの眺望が楽しめます。



アートのような吹き抜け



格調高い住宅棟エントランス



都心居住を満喫できる住戸内

地区の従前状況

JR 鶴見駅は、東京方面からの横浜市の玄関口に位置しています。東口駅前地区は戦後まもなくの戦災復興区画整理事業により、駅前広場等の地区の基盤整備が早くから進められていましたが、戦後の急速な人口増加やまちの拡大に遅れをとる状況となっていました。土地の利用については、駅前広場を囲むかたちで小規模な商業ビル群が乱立し、ビル群の北側の後背地は鉄道・運輸施設整備支援機構(旧国鉄清算事業団系)の所有する低未利用な土地が占めていました。このため、駅前にもかかわらず、駅利用者や地域の人々が利用するための利便性の高い空間形成がなされず、後背地では防犯上の課題もあり、東口駅前地区の再整備が強く求められていました。

〈位置図・周辺事業の概要図〉



〈地区従前〉



平成19年6月撮影



平成19年11月撮影

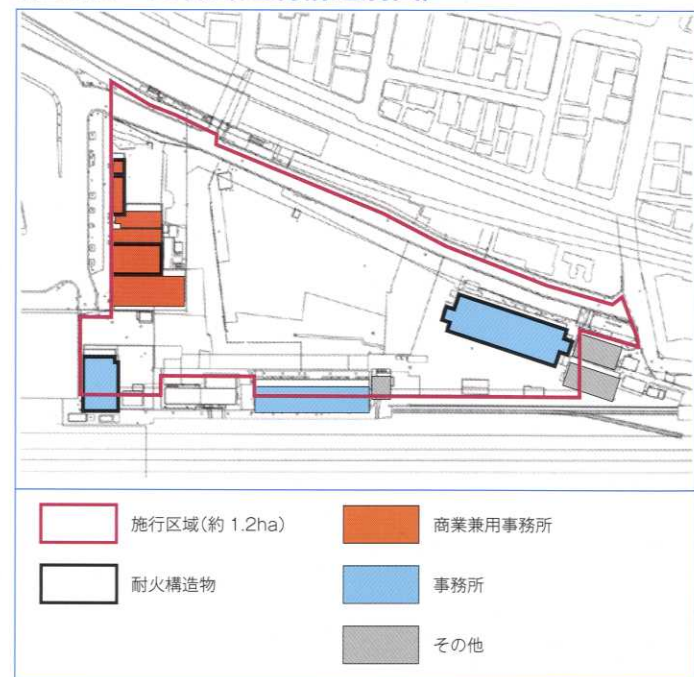
従前の状況

所在地 横浜市鶴見区鶴見中央一丁目他
 地区面積 約1.2ha
 地域・地区 商業地域
 (建ぺい率80% 容積率400%一部600%)
 防火地域
 第7種高度地区

建物現況

建物用途	棟数	延床面積
商業兼用事務所	6棟	約3,480㎡
事務所	3棟	約2,630㎡
その他	3棟	約480㎡
合計	12棟	約6,590㎡

〈区域図・建物用途別構造別図〉



施行区域(約1.2ha)
 耐火構造物
 商業兼用事務所
 事務所
 その他

再開発事業の整備方針

当地区では、4つの大きな整備方針をもとに再開発事業を進めました。

1. ターミナル駅としての強化

JR 及び京浜急行の「鶴見」駅の乗降客数は、合わせて一日平均約18万人。当再開発事業では、既存東口駅前広場の拡張及び区画街路を拡幅整備し、交通拠点にふさわしい駅前交通機能の強化を行う。

2. 地域コミュニティ核の形成

当地区の駅前広場に面した建物の1階から7階には区民センター等の公益施設を整備する。音楽や演劇など、市民が気軽に立ち寄って楽しめる、地域コミュニティの核となる施設の整備を行う。

3. 低未利用地の有効活用

当再開発事業では、地区内大部分を占める低未利用地を含む土地の高度利用を図り、公益施設の整備、都市型住宅の供給、商業・業務機能の集積を行い、駅前にふさわしい快適で賑わいのある空間を創出する。

4. 都市型住宅の供給

地区内に総戸数301戸の超高層住宅棟を建設し、駅前の利便性を生かしたさまざまなライフスタイルに対応できる都市型住宅を供給する。

都市計画決定の概要(横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定)

名称	鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業					
面積	約1.2ha					
建築物の整備に関する計画	建築物			敷地面積に対する		
	建築面積	延べ面積	高さ	建築面積の割合	延べ面積の割合	主要用途
	約6,900㎡	約56,900㎡ (容積対象面積約40,500㎡)	約110m	約9/10	約50/10	公益施設、商業・業務施設、ホテル、住宅等
建築敷地の整備に関する計画	高度利用地区の制限の内容					
	・容積率の最高限度50/10 ・建ぺい率の最高限度7/10 ・壁面の位置の制限2m			・容積率の最低限度20/10 ・建築面積の最低限度200㎡ 概ねの駐車台数約280台		
住宅建設の目標	建築敷地面積		整備計画			
	約8,100㎡		道路境界に壁面後退を行い、良好な空地を確保する。			
住宅建設の目標	戸数		備考			
	約310戸		1戸当たりの標準規模約70㎡			

〈事業のフロー表〉

〈平成〉年月	法手続き等	施行者・権利者
14年2月		モデル権利交換提示
16年5月	都市計画決定告示	
17年9月		仮権利交換提示
18年6月	施行規程及び事業計画認可公告(2日)	転出申出、事業説明会、法第70条登記、土地・物件調査確認署名押印、権利交換計画作成(床配置協議)
7月	評価基準日(2日)	
11月	権利交換計画に関する市街地再開発審査会議決	
12月	権利交換計画書縦覧	
19年2月	権利交換計画認可申請	
3月	権利交換計画認可公告	法第91条補償費の支払
4月	権利交換期日(9日)	法第90条登記、従前土地・建物使用に係る法第95条協定締結
6月		管理運営体制・管理規約作成に係る勉強会開始(管理組合設立準備会設立)以後平成22年9月まで開催
12月	工事発注	
20年3月	従前土地・建物明渡し期限(一部)	法第97条補償契約・明渡し
8月		工事着工(～22年9月まで施設建築物建設工事) 第1期仮設店舗営業開始
21年6月	従前土地・建物明渡し期限(一部)	法第97条補償契約・明渡し
22年2月		第2期仮設店舗営業開始
3月	従前土地・建物明渡し期限(残り)	法第97条補償契約・明渡し
5月		店舗内装工事(～8月)
9月	施設建築物工事完了公告、施設引渡し	仮設店舗明渡し
10月	施設ランドオープンセレモニー、住宅引渡し	法第101条登記、店舗・ホテル営業開始、仮設店舗解体、駅前広場拡張工事着工
12月		公益施設開業(国際交流ラウンジ、コミュニティハウス)
23年3月	公共施設工事完了、市街地再開発事業完了	公益施設開業(区民文化センター)
4月	法第104条の清算	保育園開園

事業計画の概要

当再開発事業では、駅前広場の拡張整備を行うとともに、公益施設の整備、都市型住宅の供給と商業・業務機能の集積を行うことにより、駅前にふさわしい空間の形成と土地の健全で合理的な高度利用を図ることを目的としました。また、設計方針として以下の3点を重視しました。

- ①商業、文化施設の誘導により、快適で賑わいのある駅前空間の形成とともに、利便性の高い都市型住宅の確保。
- ②地域コミュニティを支援する施設拠点の整備と、多世代に亘り安心して暮らせる生活空間の形成。
- ③文化、商業、住宅などの複合施設の特長を生かした、新しい駅東口地区の核となる建物計画の実施。

〈事業計画の概要〉

名称	横浜国際港都建設事業鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業				
事業施行期間	事業計画の認可公告の日(平成18年6月2日)から平成22年度まで				
施行地区の区域	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央一丁目の一部				
施行地区の面積	約1.2ha				
施行者の名称	独立行政法人都市再生機構				
施設建築物の計画	建築敷地面積	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	建ぺい率	容積率
	約8,100㎡	約7,200㎡	約57,400㎡(約40,300㎡)	約90%	約500%
公共施設の計画	主要構造		階数	高さ	主要用途
	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造		地上31階 地下1階	約110m	公益施設、商業、業務、ホテル、住宅、駐車場
住宅計画	区分	種別	名称	管理者	整備計画 幅員 延長
	道路	幹線道路	3・2・4号 富士見鶴見駅線	横浜市	面積 約2,100㎡
		区画街路	市道鶴見第113号線	横浜市	
住宅部分延床面積(専用面積)			住宅の戸数	戸当たり平均床面積(専用面積)	
約20,600㎡			約300戸	約70㎡	

〈土地利用〉

土地利用現況			土地利用計画		
土地利用	地積	%	土地利用	地積	%
宅地	10,740㎡	87%	公共施設	4,270㎡	35%
民有宅地	450㎡	4%	駅前広場	2,060㎡	17%
市有宅地	520㎡	4%	区画街路	2,210㎡	18%
駐車場等	9,770㎡	79%	建築敷地	8,100㎡	65%
道路等	1,630㎡	13%	合計	12,370㎡	100%
合計	12,370㎡	100%	合計	12,370㎡	100%

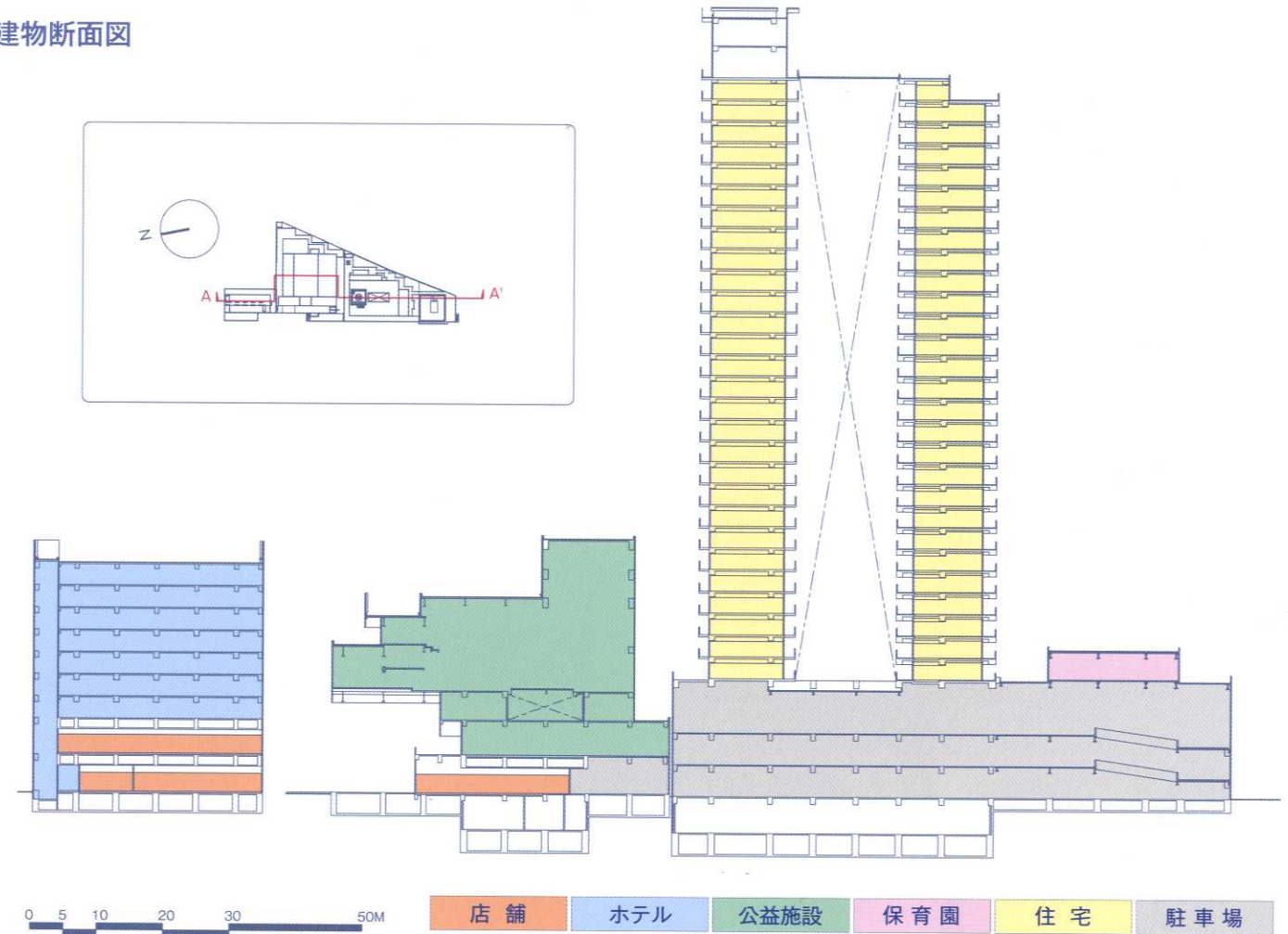
〈施設建築物概要〉

施設名	延べ面積	階数	備考
住宅	約20,600㎡	4~31階	約300戸(戸当たり平均床面積約70㎡)
商業	約3,300㎡	1・2階	
公益施設	約6,100㎡	1~7階	区民文化センター、コミュニティハウス、国際交流ラウンジ
ホテル	約3,600㎡	1~9階	
保育園	約400㎡	4階	
駐車場	約8,700㎡	1~3階	約230台

〈土地利用計画図・配置図〉



建物断面図



フロアガイド

公益施設には以下のような施設を配置しました。

区民文化センター

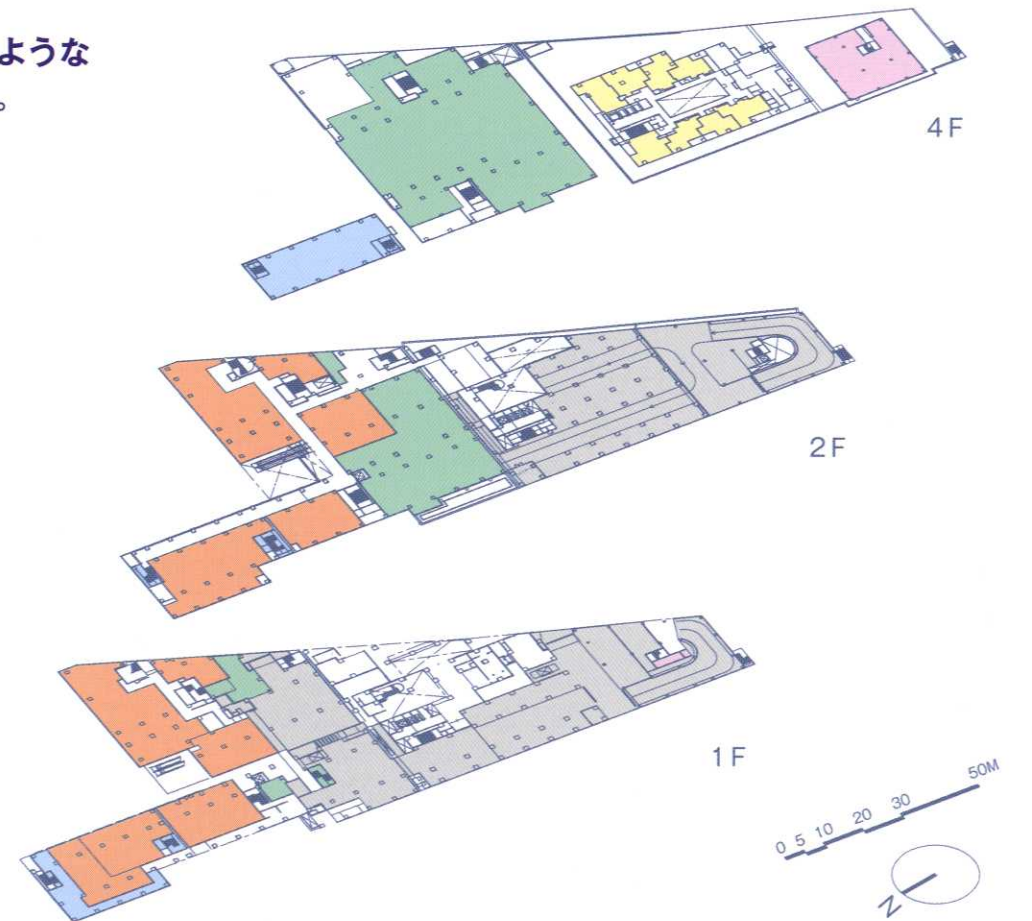
ホール(最大652席)、音楽ホール(100席)、練習室、ギャラリーなどを備えています。

国際交流ラウンジ

地域の国際交流活動や外国人市民支援の拠点施設です。

コミュニティハウス

大小の会議室があり、地域活動や交流の場となります。

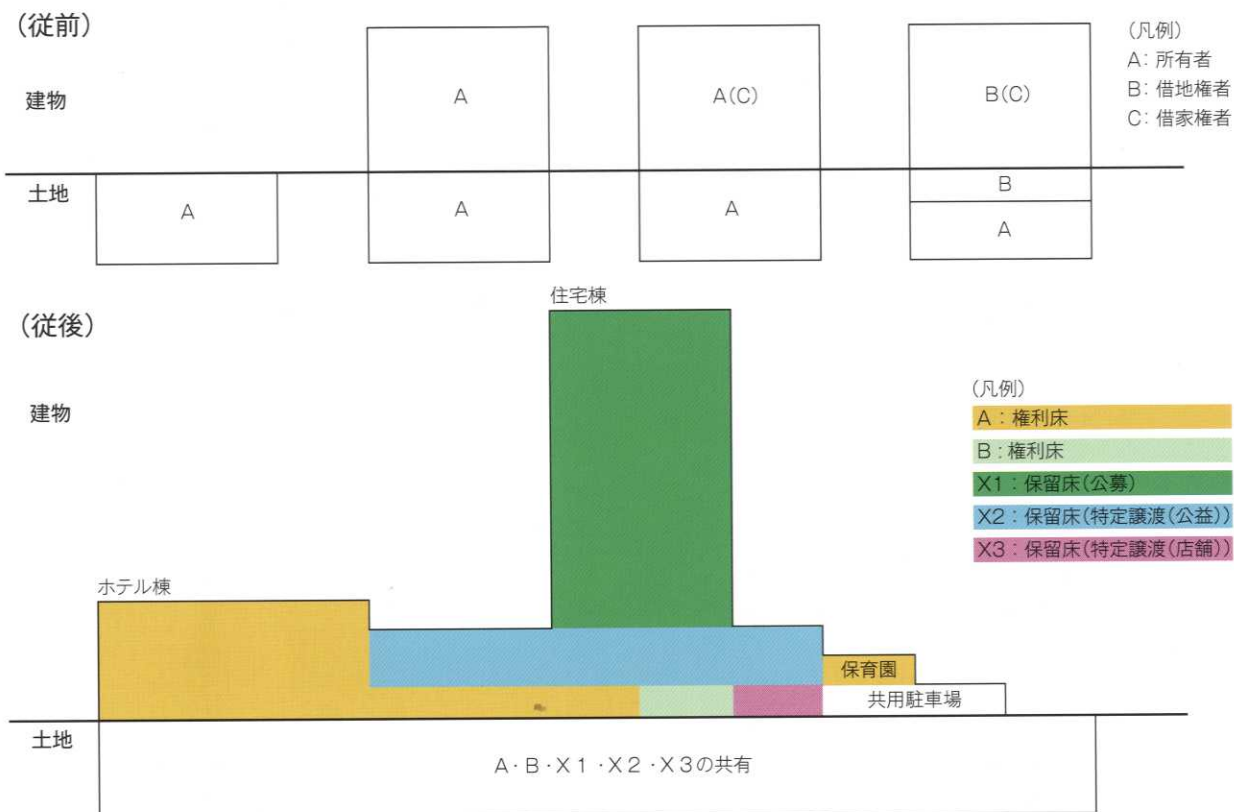


権利変換計画

平成19年2月に認可された権利変換計画における権利変換者数及び権利変換計画の概念は以下のとおりです。

権利変換概要

権利者	権利者数	権利変換等
土地所有者	8人	6人
借地権者	9人	8人
借家人等	38人	19人
合計	55人	33人



保留床の譲渡

当再開発事業における保留床は、
①住宅床、②公益施設床、③商業施設床で構成しており、それぞれの施設は以下のように譲渡しました。

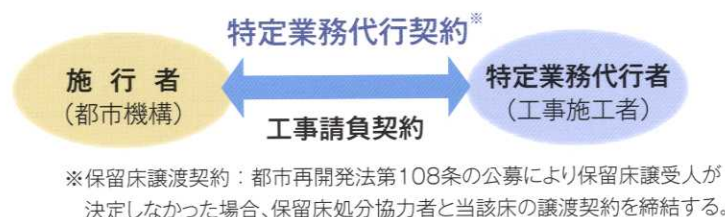
1. 住宅保留床(全301戸)の譲渡

(1) 特定業務代行者及び都市再開発法第108条公募の実施

当開発事業では民間事業者の能力を活用し、事業の円滑な推進を図るため「特定業務代行方式」を採用しました。特定業務代行方式とは、民間事業者が保留床処分に協力(処分先確保不能な場合は自らが取得)するのを前提とし、施行者の委託に基づき同事業者が設計・工事施工業務を代行するもので、事業の早期完成をめざし、保留床処分リスクの軽減と設計・施工の一括発注による、権利者等の負担軽減等を図ることを目的とした事業手法です。また、都市再開発法第108条の規定に基づく住宅保留床取得者の公募も実施し、当地区においては、最終的には、法第108条公募で落札したナイス㈱が取得者として決定しました。

(2) 譲渡の経緯

(平成)年月	内容
19年2~6月	特定業務代行者公募(㈱竹中工務店+デベロッパーのJVに決定)
6月	法第108条公募による住宅保留床公募
8月	住宅保留床取得者に決定したナイス㈱と譲渡契約締結
12月	(㈱竹中工務店と特定業務代行契約(工事請負契約)締結)
22年10月	ナイス㈱と譲渡代金確定契約締結及び住宅保留床引渡し



2. 横浜市への特定譲渡

区画	専有面積	用途
214	6,092.19㎡	公益施設(区民文化センター、国際交流ラウンジ、コミュニティハウス)

特定譲渡の流れ

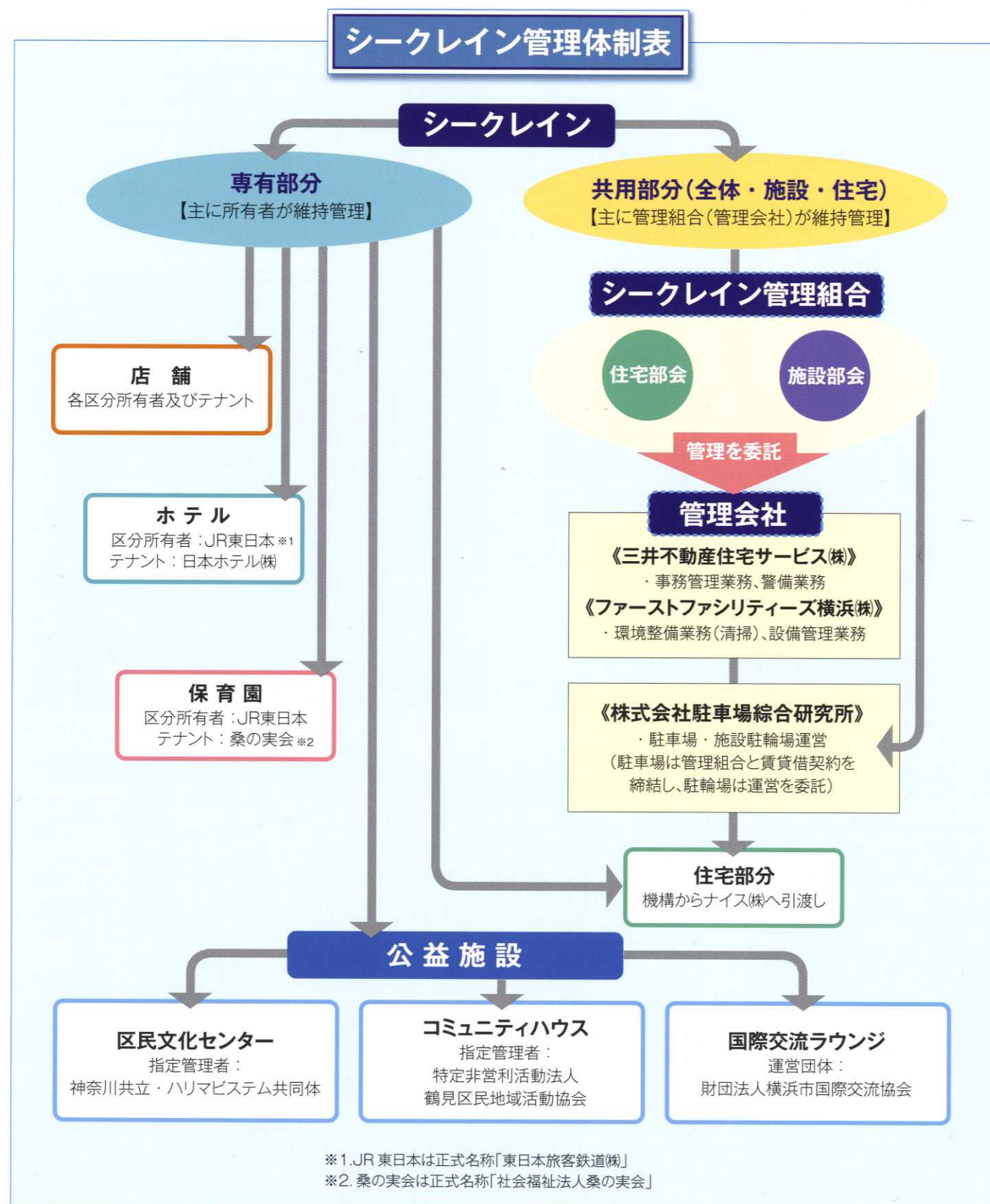
(平成)年月	内容
19年12月	当再開発事業に係る公益施設整備費の費用負担に関する協定締結
22年8月	公益施設に係る取得・譲渡仮契約締結
9月	公益施設に係る取得・譲渡本契約締結及び引渡し

3. 従前権利者への特定譲渡

区画	専有面積	用途
203	61.99㎡	店舗
206	93.50㎡	店舗
207	147.08㎡	店舗

管理運営体制

当再開発事業により整備される施設建築物(敷地含む)の管理については、平成19年6月に設立した「鶴見駅東口地区管理組合設立準備会」で平成22年9月までに35回、同施設部会で24回、平成20年8月に設立した「シークレイン管理組合」で3回の会合を開催しました。そして、管理規約等のルール作成、管理会社及び駐車場運営会社の決定、管理仕様の決定を行い、施設建築物等の円滑な管理運営が行える体制を構築しました。



※1. JR 東日本は正式名称「東日本旅客鉄道㈱」
 ※2. 桑の実会は正式名称「社会福祉法人桑の実会」

設計コンセプト

再開発事業の整備方針に基づき、施設建築物計画では、特に以下の計画で当地域の特性を訴求することとしました。

1. 施設建築物整備の基本方針

- 駅から敷地内に連続した歩行者動線を確保し、駅から施設及び周辺への歩行者の流れを誘発する。
- 駅前広場に面して施設中央に利用者の滞留スペースとなるプラザを配置し公益施設・店舗の賑わいを生かして駅前にふさわしい華やかな空間を創出する。
- 道路境界から2mの壁面後退を行い、安全で快適な歩行者空間を整備する。
- 屋上緑化や水の流れを意識した設えにより、鶴見の景観特性“水と緑”を活かした景観形成を図る。

2. 配置計画

- 敷地北側から順に、ホテル棟、施設棟、住宅棟、駐車場棟の構成とする。
- 駅前広場に面してはパブリック機能を重視してホテル、店舗、公益施設を、南側はプライバシーを重視して住宅や保育園等を配置する。



東側立面図

駐車場棟
保育園 + 駐車場
4F S 造 25m 3,100㎡



住宅棟
住宅・駐車場
31F RC 造 109m 38,500㎡

施設棟
公益施設：
文化センター、国際交流ラウンジ + 店舗
7F SRC 造 39m 11,100㎡

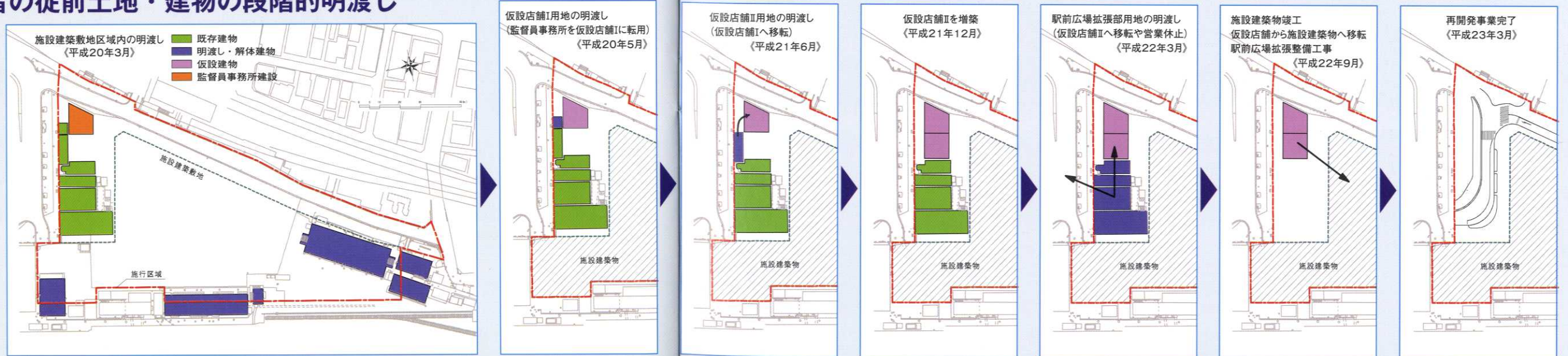
ホテル棟
ホテル + 店舗
9F SRC 造 37m 3,500㎡

3. 建築計画

- 公益施設のうち、日常的な利用が想定されるコミュニティハウス及び国際交流ラウンジを2階に、目的利用が想定される鶴見区民文化センターを3階以上に配置し、大空間のホールは4階に主舞台・主客席を設けた。
- 駅前広場に面したファサードは、施設内の賑わいが伝わるようにできる限り透明感のあるものとした。
- 住宅は東側にメインエントランスを設け、東側の京浜急行線高架を考慮して、1階から3階までは駐車場とし、4階から31階に住戸を配置した。

移転計画—権利者の従前土地・建物の段階的明渡し

施設建築敷地外の土地・建物は、施設建築物の建築工事に支障がなかったため、駅前広場の拡張工事の工程を踏まえ、権利者の生活再建等の観点から営業中断期間が短期間となるよう権利者に従前地での継続的な土地・建物利用を認めつつ、必要な仮設店舗を設置することとし、段階的な土地・建物の明渡しを行いました。



建物外装色彩計画

建物を基壇部、中層部、高層部、頂部の4段階に分け、それぞれの部分を特長的な色彩と素材で構成し、全体としてシンボリックで一体感のある色彩計画としました。

③ 高層部 明度対比を利かせた外装材によりランドマーク性のある表情演出

- 高層部ではアウトフレームやバルコニーコブスラブを利用して陰影のあるシャープで洗練されたイメージを演出
- 明快な配色によるランドマーク性の向上
- ボリューム感を軽減させるための縦の分節化

④ 頂部 スカイラインを意識したしつらえと、夜間ライトアップ等の演出

② 中層部 圧迫感を与えないための分節化

- 壁面が単調にならないように雁行させ、各施設間の一体感をもたせるためのボーダー表現等
- 保育園エントランスは華やかな色彩により楽しい雰囲気を演出、閉塞感を軽減

① 基壇部 風化した木材を連想させる暖色系低彩度色を用い、安定感のある基壇部を表現

- 割肌タイル等質感のある素材を使用
- 歴史性や環境に配慮した色彩
- カーテンウォール部では商業空間の賑わいを演出
- 質感のあるマテリアル表現で風格ある住宅エントランスを演出し、エントランス内部と一体的なしつらえにより厚重感を創出

事業年表

年月	事業関連事項	社会事象
平成9年10月 12月	横浜市より住都公団に、日本鉄道建設公団(旧国鉄清算事業団)用地取得の可能性についての検討依頼 住都公団として横浜市に市街地再開発事業構想案を回答	3月：秋田新幹線開業 4月：消費税5%に 10月：長野新幹線開業
平成10年5月 7月	横浜市・JR東日本・住都公団の三者協議で、JR東日本の参画方針及び施行予定区域設定基本合意 横浜市から住都公団への事業協力要請	2月：長野冬季五輪開催 7月：小淵恵三内閣発足
平成12年2月 4月 6月	横浜市と鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業の事業化に関する覚書交換 地区採択 都市公団現地事務所開設	3月：北海道有珠山噴火 4月：森善朗内閣発足 8月：民間金融機関の不良債権43兆円
平成13年4月	JR東日本から事業参画方針に係る条件提示	4月：小泉純一郎内閣発足
平成14年5月	鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業に係るプロジェクト基本方針承認	5月：FIFAワールドカップ日韓共同開催
平成15年9月 11月	横浜市より当再開発事業の見直しの協力要請 当再開発事業に係るプロジェクト基本方針の変更承認 平成12年2月に横浜市と交換した当再開発事業の事業化に関する覚書の変更覚書交換	3月：米国イラン攻撃、フセイン政権崩壊 4月：日本郵政公社発足 11月：SARS(重症急性呼吸器症候群)大流行
平成16年5月 7月 9月 12月	都市計画決定告示、神奈川県及び横浜市より事業の施行要請 横浜市より当再開発事業の見直しの協力要請 施設建築物配置及び建物基本設計発注(石本建築事務所(株)) 横浜市と当再開発事業の推進に関する覚書交換 横浜市より当再開発事業の見直しについて協力要請	3月：スペイン同時爆破テロ発生 8月：アテネ五輪開催 11月：新札登場千円 / 野口英世5千円 / 樋口一葉
平成17年3月 7月 9月	横浜市と当再開発事業の施行に関する基本協定締結 横浜市より当再開発事業の関連公共施設整備についての協力要請 横浜市と当再開発事業の関連公共施設(駅前広場)の既存部分整備の基本設計業務等に関する協定締結 横浜市と当再開発事業区域内に設置する公益施設の内装基本設計業務に関する協定締結	3月：愛・地球博開催 4月：JR福知山線脱線事故発生 7月：ロンドン同時多発テロ発生 10月：郵政民営化関連法案成立
平成18年1月 2月 3月 6月 8月 9月 10月 11月 12月	横浜市と当再開発事業に係る公益施設整備及び取得・譲渡に関する基本協定締結 横浜市と当再開発事業に係る公益施設整備及び取得・譲渡に関する覚書交換 当再開発事業プロジェクト基本方針の変更承認 鉄道・運輸施設整備支援機構保有地取得契約締結、事業計画認可申請 鉄道・運輸施設整備支援機構と当再開発事業における土壌汚染等の処理に関する協定締結 事業計画認可、当再開発事業に係る都市再開発法第67条に基づく説明会開催 第1回市街地再開発審査会開催(説明事項のみ) 第2回市街地再開発審査会開催(過少な床面積の基準について) 第1回事業計画変更認可、JR東日本関連施設移転に関する協定締結 横浜市と当再開発事業区域内に設置する公益施設の内装実施設計業務に関する協定締結 第3回市街地再開発審査会開催(①権利交換を希望しない旨の申出についてやむを得ない事業の認定について②権利交換計画について) 権利交換計画の縦覧	2月：トリノ五輪開催 3月：WSC第1回大会開催 4月：マンション耐震偽装で元建築士等逮捕 6月：FIFAワールドカップドイツ大会開催 8月：国際天文学連盟が冥王星を太陽系惑星から格下げ 9月：安倍晋三内閣発足 秋篠宮家で男子誕生
平成19年1月 2月 3月 4月 6月 12月	第4回市街地再開発審査会開催(権利交換計画の縦覧に係る意見書の採否について) 特定業務代行者公募、権利交換計画大臣認可 権利交換認可公告 権利交換期日 住宅保留床公募(同年8月にナイス(株)と譲渡契約締結) 特定業務代行建設工事発注(株竹中工務店)、第2回事業計画変更認可 横浜市と当再開発事業に係る公益施設整備費の費用負担に関する協定締結	3月：ICカードのPASMOサービス開始 東京ミッドタウン開業 4月：年金記録漏れ5,000万件判明 9月：福田康夫内閣発足 10月：日本郵政グループ発足
平成20年1月 4月 5月 8月 9月 11月	起工式 土壌汚染対策、地中障害物撤去、山留工事(SMW)着手 計画通知申請 計画通知確認済証受領、施設建築物建設工事着工、第1期仮設店舗営業開始、地区名称公募 管理規約設定等集會開催(管理組合設立、管理規約制定、管理会社及び駐車場運営会社選定) 第3回事業計画変更認可 第5回市街地再開発審査会開催(権利交換計画の変更について)	3月：中国チベット自治区ラサで暴動発生 5月：ミャンマーで巨大サイクロン発生 中国四川省で大地震発生 9月：米証券リーマン・ブラザーズが経営破綻し米国の金融危機に発展 9月：麻生太郎内閣発足 10月：米国の金融危機が世界に波及
平成21年1月 2月 3月 4月 10月	権利交換計画変更縦覧 権利交換計画変更認可、第2期仮設店舗営業開始 権利交換計画変更認可公告、店舗設計指針説明会開催 地区名称及びロゴマーク決定(シークレイン) 市道244号線工事発注、着工	1月：米国初黒人大統領オバマ大統領誕生 4月：北朝鮮弾道ミサイル太平洋上に落下 5月：裁判員制度スタート 9月：消費者庁発足 鳩山由紀夫内閣発足

年月	事業関連事項	社会事象
平成22年1月 3月 4月 9月 10月 12月	店舗個別施工説明 第6回市街地再開発審査会開催(土地の明渡しに伴う損失補償協議不成立による補償額の決定について) 従前土地・建物明渡し期限(最終) 店舗点検確認 横浜市と公益施設に係る取得・譲渡契約締結(仮契約は同年8月に締結) 検査済証取得、工事完了公告、住宅以外の施設建築物引渡し、仮清算に関する覚書締結 都市再開発法第101条登記等申請 竣工式典及び施設オープニングセレモニー開催、ナイス(株)との譲渡代金確定契約、住宅引渡し、仮設店舗解体工事着工 駅前広場拡張部工事発注、着工	2月：バンクーバー五輪開催 5月：上海万博開幕 6月：菅直人内閣発足 ：はやぶさ帰還(世界初小惑星往復)、 ：FIFAワールドカップ南アフリカ大会開催 9月：高齢者23万人の所在不明 ：観測史上連続の暑さ最高記録 10月：鈴木章・根岸英一氏ノーベル化学賞受賞 ：チリ落盤事故全員(33名)生還 ：羽田新国際線ターミナル開業
平成23年1月 3月 4月	市道244号線引渡し 駅前広場拡張部引渡し、当再開発事業完了 施設建築物の価額の確定及び清算 UR都市機構鶴見再開発事務所閉鎖	1月：サッカーアジアカップ日本優勝 ：新燃岳噴火 3月：東日本大震災発生

*東日本旅客株式会社(略：JR東日本)

UR都市機構の沿革

- 昭和30年7月：日本住宅公団
- 昭和56年10月：住宅・都市整備公団(略：住都公団)
- 平成11年10月：都市基盤整備公団(略：都市公団)
- 平成16年7月：独立行政法人都市再生機構(略：UR都市機構)



平成19年11月撮影



平成21年1月撮影



平成21年5月撮影



平成21年8月撮影



平成21年10月撮影



平成22年3月撮影